5　「支出した金額　⑬」の欄は、対象資産合計額が300億円を超える場合には、「改定支出金額 ＝ 300億円 × 支出した金額 / 対象資産合計額 ⑬」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

6　「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額　⑯」の欄は、「取得価額の合計額（⑪のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）⑮」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第２項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けた情報技術事業適応の用に供した情報技術事業適応設備（租税特別措置法第42条の12の７第４項に規定する情報技術事業適応設備をいう。）に係る額の合計額を記載すること。

7　「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額　㉓」の欄は、「支出した金額の合計額（⑬の合計）㉒」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第２項の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けた情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用に係る額の合計額を記載すること。

8　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額　㉚」の欄は、「取得価額の合計額（⑪のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額）㉙」の金額のうち次に掲げる減価償却資産に係る額の合計額を記載すること。

⑴　令和６年旧措置法第42条の12の７第３項に規定する生産工程効率化等設備のうち租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第151号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12の７第３項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により経済産業大臣が定める基準に適合するもの

⑵　令和６年旧措置法第42条の12の７第３項に規定する需要開拓商品生産設備

9　「中小企業者」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「同上のうち中小企業者に係る額　㉝」の欄は、「取得価額の合計額（⑪のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額）㉜」の金額のうち中小企業者（租税特別措置法第42条の12の７第６項第１号に規定する中小企業者をいう。次号⑴において同じ。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備の取得価額の合計額を記載すること。

⑵　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額　㉞」の欄は、「同上のうち中小企業者に係る額　㉝」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第３項の規定によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものに係る額の合計額を記載すること。

10　「中小企業者以外の法人」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「㉜のうち中小企業者以外の法人に係る額　㊱」の欄は、「取得価額の合計額（⑪のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額）㉜」の金額のうち中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備の取得価額の合計額を記載すること。

⑵　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額　㊲」の欄は、「㉜のうち中小企業者以外の法人に係る額　㊱」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第３項の規定によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものに係る額の合計額を記載すること。